

2017年11月吉日

群馬県精神保健福祉士会 会員様

群馬県精神保健福祉士会
日本精神保健福祉士協会群馬県支部
会長・支部長 林 次郎
(公印刷込)



ブロック定例会における協議事項の周知について (お願い)

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。日頃より、当会事業に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、2017年度決算書を含む総会議案書（以下「総会議案書」という。）の議案や今年度の第3回理事会議事録でも報告させて頂きました、年会費の値上げ及び、役員を選任方法について、あらためて書面にてご説明させていただきますので、ご一読いただきご理解くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

ご不明な点等がございましたら、事務局までご質問等いただければ幸いです。

■群馬県精神保健福祉士会
■日本精神保健福祉士協会群馬県支部 事務局 ===
〒370-3603 群馬県北群馬郡吉岡町陣場98番地
医療法人群栄会 田中病院内 狩野敦 (事務局長)
TEL 0279-54-2106/FAX 0279-54-0247
E-mail: jimukyoku@psw-gunma.com

次期役員選出の「合議制」の採用について

「総会議案書」の第3号議案において2017年度事業計画案で計画している通り次期役員選出について検討しているところですが、2018年早々には選出について具体的に実施していく予定でおります。

これまでの当会役員選出方法は完全他薦の選挙方式としており、各ブロックで得票数の多い会員に役員をお願いしてきました。選挙方式は民主的に役員が選ばれる利点がある一方で、票が集まった会員が強制的に役員を担うということとなり、選出された会員の負担感やそれぞれのご都合を加味しない組織体制だったと考えています。

そこで、参考に他県協会の役員選出方法を調べてみたところ、積極性や意欲のある人が立候補、或は推薦されて役員を担っている協会が殆どであるということが分かりました。

これらを踏まえ、今年度の役員会で役員選出の在り方について検討を重ねた結果、各ブロックの活性化及び、組織力の向上を目的とし、次期役員選出については選挙方式を廃止し、各ブロックで推薦者を挙げてもらう「合議制」の採用を議論しています。「合議制」となった場合の具体的な選出方法は、各ブロックに一任する形になります。

選挙規定(役員選出方法)は役員会内で変更可能ですが、採択に至る前に会員の皆様へ周知させて頂き、12月に各ブロックで開催される定例会で議題とし、意見を集約したいと考えています。

県士会年会費の値上げについて

○ 現状の課題

昨年度の会費納入状況は、年会費収入予算の約2割にあたる138,000円の未納がありました。会費の未納は昨年度に限らず、過年度会費未納分が現在、合計297,000円があります。事業の拡充に伴い諸活動に支障が出てきたこと、また、会計上も再来年度以降は、財源が枯渇してしまうことが予想されます。

更に、今年度の年会費が仮に100%回収できたとしても、繰越金が徐々にマイナスとなっていくことが予想される状況です。

○ これまでの対策

昨年度は、主に役員報酬、事務局手当を大幅に削減し、168,000円の予算節減を実施しました。今年度は、更に役員報酬や事務局手当の削減と併せて各事業の予算を削減し、134,000円の予算削減を実施しています。昨年度と合わせると2年間で302,000円の予算削減を実施しました。

今後、更に検討する余地がない訳ではありませんが、予算の削減については、かなり限界に近いところまで差し迫っている状況です。

○ 会費値上げについて

役員会で検討した結果、当会発足時から24年間維持してきた年会費3,000円の増額を現実的に検討する時期になってきていると考えています。

参考までに群馬県と同じ規模の他の県協会の会費は、長野県、栃木県等では、5,000円、茨城県等は、3,000円～3,500円で運営しているという状況ですが、事業の拡充に伴い、財政上の課題を抱えている状況は当会と同様ということでした。

会費値上げについても12月のブロック別定例会にてそれぞれのブロック会員の意見集約を行い、来年度の総会に諮り決議をしてから行う予定です。

また、振込では未納金が発生する恐れもあるため、口座振替による引き落としについても検討する予定です。

今後も職能団体として地域社会から求められる期待に広く応えて行くこと、会員の皆様にとって魅力のある事業運営を推進する為にも、是非、ご理解くだいますようお願いいたします。

以上